

訪問看護重要事項説明書

〈令和 6年 6月 1日現在〉

医療法人洸和会
井上内科小児科医院

1 事業者の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人 洸和会 井上内科小児科医院	
管理者	井上 裕史	
所在地	(住所)	岡山県岡山市東区東平島921-1
	(電話)	086-297-9333
	(FAX)	086-297-9393
サービスの種類	訪問看護	
サービスの提供地域	岡山市・赤磐市・瀬戸内市・備前市・和気町	
介護保険事業所番号	3310115039	

(2) 事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業所の看護師その他の従業者が要介護状態又は要支援状態にあるもので、主治の医師が訪問看護等の必要を認めた者に対し、適正な訪問看護等を提供する。この事業は、利用者の心身の特性をふまえて利用者の意志を尊重し、生活の質の確保を重視して、健康管理、日常生活動作の維持・回復を図り、快適な在宅医療が維持できるように支援することを目的とする。
運営の方針	事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常性格動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との密接な連携を図る。

(3) 事業所の職員体制

職種	人員	常勤換算	備考
医師	(常勤 1名) (非常勤 名)	1名	管理者を含む
看護師	(常勤 4名) (非常勤 名)	4名	
准看護師	(常勤 名) (非常勤 名)	名	
保健師	(常勤 名) (非常勤 名)	名	
理学・作業療法士・言語聴覚士	(常勤 1名) (非常勤 名)	1名	
事務担当職員	(常勤 2名) (非常勤 2名)	2名	

(4) 営業時間

サービス種類	平日(月～水・金)	土
訪問看護	9:00～12:30 14:30～18:30	9:00～12:30 14:30～18:00

※営業時間外も転送電話にて24時間対応いたします

※年末年始(12/29から1/3は「祝日」の扱いとなります)

(5) サービス提供時間

営業日・営業時間帯に関わらず、24時間体制を取っておりますので、緊急時などは、時間外でも訪問いたします。ただし、時間外の場合には利用料が異なります。

2 サービスの内容

当ステーションでは、個々の状況に応じた療養上の世話・診療の補助等の援助を行うことで、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

3 費用

(1) 基本単価(介護報酬) ※岡山市は1単位10.21円の計算になります。

所要時間	訪看単位数	予防訪看単位数	利用者負担額 (一割負担の場合)	利用者負担額 (一割負担の場合)
20分未満	266 単位	256 単位	272円	261円
30分未満	399 単位	382 単位	407円	390円
30分～1時間未満	574 単位	553 単位	586円	565円
1時間～1時間30分未満	844 単位	814 単位	862円	831円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合	2961 単位		3023円	

※准看護師の場合は、10%の減算になります。

(2) 加算減算(介護報酬)

加算の種類	金額	要件
夜間・早朝加算	基本単価の25% ／1回	夜間(午後6時～午後10時)、早朝(午前6時～午前8時)に訪問看護を行った場合
深夜加算	基本単価の50% ／1回	深夜(午後10時～午前6時)に訪問看護を行った場合
複数名訪問加算(Ⅰ)	254単位／1回	複数の看護師等が同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合
	402単位／1回	複数の看護師等が同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合
複数名訪問加算(Ⅱ)	201単位／1回	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合
	317単位／1回	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合
長時間訪問看護加算	300単位／1回	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合

事業所と同一の建物に住居する利用者に対するの提供減算	基本単価の10%を減算(90/100を算定)	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物、もしくは同一の建物に住居する利用者、または1月あたり同一の建物に住居する20人以上の利用者にサービスを提供した場合
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	315単位/1月	事業所が利用者の同意を得て、24時間連絡体制と、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合
特別管理加算(Ⅰ)	500単位/1月	特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合
特別管理加算(Ⅱ)	250単位/1月	
ターミナルケア加算(要介護のみ)	2,500単位	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合
初回加算(Ⅰ)	350単位/1月	新規利用時、または過去2ヶ月間に利用がない場合、新規に訪問看護計画書を作成し病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に看護師が訪問看護を行った場合
初回加算(Ⅱ)	300単位/1月	新規利用時、または過去2ヶ月間に利用がない場合、新規に訪問看護計画書を作成した場合
退院時共同指導加算	600単位/1回	病院等に入院入所している者が、退院退所するにあたり、療養上必要な退院時共同指導を行った場合
看護・介護職員連携強化加算(要介護のみ)	250単位/1月	訪問介護員等に対し、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時の対応について助言を行い、訪問介護員等に同行し業務の実施状況を確認した場合、又は安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合
口腔連携強化加算	50単位/1月	利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、口腔の健康状態の評価の情報提供を行った場合

※岡山市は1単位10.21円の計算になります。

※ご利用者の負担は、上記金額の介護保険に係る利用者負担分(費用全体の1~3割)となります。

※下記の項目についてはご利用者の全額負担となります。

運営基準(厚生労働省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)

運営のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額、自己負担)

(3)その他の費用

①交通費・・・ 介護保険による介護サービスの場合は不要です。

※通常実施地域以外の地域の場合は、1キロメートル当たり15円の実費相当額のご負担となります。

②衛生材料費・・・患者様の介護サービスに使用する衛生材料は、ご利用者様でご用意ください。

※当事業所で準備する場合、実費負担となります。

③交通費、衛生材料費など利用者負担金は、(1)の①もしくは②とともに、翌月の10日すぎに請求書をお送りしますので、現金もしくは口座振り込みでお支払いください。

④上記の利用者負担金は、「月1回のサービス提供分で「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割)を請求することになります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。

利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

⑤その他の費用・・・サービスの実施に必要な自宅での水道・電気・ガス・電話などの費用は、利用者負担となります。

4 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の変化、病状の急変等が生じた場合は、ご家族、主治医、救急医療機関 居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	医療機関	医療法人 洸和会 井上内科小児科医院	主治医名	井上 裕史
	連絡先	086-297-9333		
緊急連絡先	氏名		続柄	
	連絡先①			
	連絡先②			

5 事故発生時の対応

- ①ご利用者に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②自然災害・火災等により、サービス利用の継続が困難となった場合は、必要な措置を講じた後にサービス利用の停止をお願いする場合があります。

6 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は下記窓口へ申し立てることができます。

事業者の窓口	所在地	医療法人 洸和会 井上内科小児科医院 岡山県岡山市東区東平島921-1
	電話番号	086-297-9333
	受付時間	平日9:00～18:30
公的団体の窓口	所在地	岡山県国民健康保険団体連合会 岡山県岡山市北区桑田町17-5
	電話番号	086-223-8811
	受付時間	平日8:30～17:15

7 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

8 看護職員の禁止事項について

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者:井上 裕史
- (2)成年後見制度の利用を支援します。
- (3)苦情解決体制を整備しています。
- (4)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5)介護相談員を受入れます。
- (6)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。